

和歌山県ダム・発電関係協議会 規約

(名称)

第1条 この会は、和歌山県ダム・発電関係協議会(以下「本会」という。) という。

(組織)

第2条 本会は、治水・利水を目的とするダム又は貯水池及び水力発電施設等の関係施設(以下「関係施設」という。)の所在する市町村をもって組織する。

(事務所)

第3条 本会の事務局を和歌山県和歌山市茶屋ノ丁2番1和歌山県町村会事務局内に置く。

(目的)

第4条 本会は、水源地域及び電源地域が担う公益的役割に鑑み、関係市町村に対する適切な行財政措置の確立を図るとともに、水源開発、電源開発、その他関係施設が所在することによる諸問題の解決を促進して、関係市町村の振興・発展を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- 1 政府、国会、都道府県等関係機関に対する建議、要望
- 2 資料収集、調査研究及び広報活動の実施
- 3 会員市町村間の連絡及び情報の交換
- 4 その他本会の目的達成のための必要な事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
監 事	2名

(選任)

第7条 役員は、総会において選任する。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。なお、任期満了後にあっても後任者が決定するまでの間、引き続きその職務を行う。

2 役員に欠員が生じたとき、補充選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会とする。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は、年1回、臨時総会は会長が必要と認めたとき開催する。

(運営)

第11条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 総会は、本会の存廃、規約の改廃、事業計画、予算、決算、基本的活動方針及びその他会務全般にわたる重要事項

を審議する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 会費の負担額及び徴収方法は、毎年度予算において定める。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(職員)

第13条 本会に事務局を設置し、事務局長及び職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、会長の命を受けて事務局を統轄し、その他の職員は事務に従事する。
- 3 事務局長及び職員の任免は会長が行う。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会の承認を経て別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年4月25日から施行する。
- 2 ダム所在市町村全国協議会和歌山県支部規約(平成6年6月2日施行)及び発電関係市町村全国協議会和歌山県支部規約(平成6年6月2日施行)は、廃止する。